

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	(新設)
<p>8-41 規則第8条第41項に規定する金融商品とは、「金融商品に関する会計基準」にいう金融商品をいうものとする。</p>	(新設)
<p>8-42 規則第8条第42項に規定する資産除去債務とは、「資産除去債務に関する会計基準」にいう資産除去債務をいい、資産除去債務の対象となる有形固定資産には、規則第14条に規定する有形固定資産のほか、これに準じる有形の資産（例えば、投資その他の資産に分類される投資不動産等）を含むものとする。</p>	(新設)
<p>8-43 規則第8条第43項に規定する工事契約とは、「工事契約に関する会計基準」にいう工事契約をいい、受注制作のソフトウェアを含むものとする。</p>	(新設)
<p>8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、割賦販売及びファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準、工事契約に係る収益及び費用の計上基準（「工事契約に関する会計基準」に定める工事進行基準又は工事完成基準をいう。）、業界特有の収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。      なお、工事契約については、当事業年度の末日における工事進捗度を見積るために用いた方法として、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事進行基準における原価比例法（見積工事原価総額に対する当事業年度の末日までに発生した工事原価の割合をもって工事進捗度とする方法）を適用している場合には、その旨</li> <li>2 原価比例法以外の見積方法を適用している場合には、当該見積方法の具体的な説明</li> </ol>	8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、割賦販売、ファイナンス・リース取引、長期請負工事等に係る収益及び費用の計上基準、業界特有の収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。
<p>8の6の2-1-1 規則第8条の6の2第1項第1号に規定する注記については、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融商品に対する取組方針には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項についての説明が含まれるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 金融資産の場合 資金運用方針等</li> <li>(2) 金融負債の場合 資金調達方針及びその手段並びに償還期間の状況等</li> <li>(3) 金融資産と金融負債との間又は金融商品と非金融商品との間に重要な関</li> </ol> </li> </ol>	(新設)

- 連が認められる場合 当該重要な関連の概要
- (4) 金融商品の取扱いが主たる業務である場合 当該業務の概要
- 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクには、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める事項が含まれるものとする。
- (1) 金融商品の内容 取り扱っている主な金融商品の種類（例えば、有価証券の場合には、株式及び債券等、デリバティブ取引の場合には、先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等）及び主な金融商品についての説明
- (2) 金融商品に係るリスク 市場リスク（規則第8条の6の2第3項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動によるリスク（損失の危険）をいう。）、信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）及び資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスクをいう。）。市場リスクについては、金利及び為替等の市場リスクの種類ごとに記載する。また、金融商品に係る信用リスクが、特定の企業集団、業種又は地域等に著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む。）を記載するものとする。
- (3) 現物の金融資産又は金融負債のうちでリスクが高いもの及びデリバティブ取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊なもの概要（貸借対照表の科目及び計上額並びに商品性（金利、償還期限等）に係る説明等）
- (4) デリバティブ取引の利用目的（ヘッジ会計を行っている場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等についての説明を含む。）
- 3 金融商品に係るリスク管理体制には、リスク管理方針、リスク管理規程、リスク管理部署の状況及びリスクの減殺方法又は測定手続等が含まれるものとする。

8の6の2－1－2 規則第8条の6の2第1項第2号に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表に計上していない場合であっても、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付して注記するものとする。
- 2 有価証券については、流動資産項目と固定資産項目とを合算して注記することができる。また、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。
- 3 「金融商品に関する会計基準」により金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引（予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。）については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができる。

(新設)

- 4 金融商品の時価は、「金融商品に関する会計基準」に従って算定するものとする。  
5 金融商品の時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。  
6 規則第8条の6の2第1項第2号のロからニまでに掲げる事項に関する説明には、金融商品の時価に関する重要な前提条件が含まれるものとする。

8の6の2－3 規則第8条の6の2第3項に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第3項第1号に規定する関連する情報には、市場リスクに関する定量的分析に基づく定量的情報の利用状況、算定方法及び主な前提条件並びにこれらが前事業年度末と異なる場合におけるその旨及びその理由が含まれるものとする。  
2 規則第8条の6の2第3項第2号ロに規定する関連する情報には、市場リスクに係るリスク変数（市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値をいう。）の変動を合理的な範囲で想定した場合における時価の増減額の算定方法及び主な前提条件並びにこれらが前事業年度末と異なる場合におけるその旨及びその理由が含まれるものとする。

8の6の2－5 規則第8条の6の2第5項に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第5項に規定する一定の期間とは、例えば、1年以内、  
1年超5年以内、5年超10年以内、10年超をいう。  
2 有価証券のうち満期のあるものについては、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類（株式及び債券等をいい、債券である場合には債券の種類をいう。）ごとに注記するものとする。

8の6の2－6 規則第8条の6の2第6項に規定する一定の期間とは、例えば、  
貸借対照表日後5年以内における1年ごとの期間及び5年超をいう。

8の7 規則第8条の7に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の7第1項第2号の記載に当たっては、債券の種類ごとに区分して記載することができる。  
2 規則第8条の7第1項第3号の記載に当たっては、子会社株式及び関連会社株式のそれぞれに区分して記載するものとする。  
3 規則第8条の7第1項第4号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。  
4 規則第8条の7第1項第4号に規定する取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

8の7－1 規則第8条の7に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。

- 1 注記の対象となる有価証券には、規則第15条第4号、第18条、第31条第1号及び第32条の2に規定する有価証券のほか、規則第15条第12号又は第31条第4号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。  
2 有価証券の時価は、「金融商品に関する会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。  
3 時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。  
4 規則第8条の7第1項第2号の記載に当たっては、債券の種類ごとに区分して記載することができる。  
5 規則第8条の7第1項第3号の記載に当たっては、子会社株式及び関連会

	<p><u>6 社株式それぞれに区分して記載するものとする。</u></p> <p><u>6 子会社又は関連会社の株式のうち、トレーディングの対象となっている等時価の変動により利益を得ることを目的として保有していることが明らかなことから売買目的有価証券として処理されているものは、規則第8条の7第1項第3号にいう子会社株式及び関連会社株式には含まれないものとする。</u></p> <p><u>7 規則第8条の7第1項第4号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。</u></p> <p><u>8 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>8の7－2 規則第8条の7第2項に規定するその内容には、時価のない有価証券でリスクが高いものを保有している場合における当該有価証券の商品性（金利、償還期限等）に係る説明が含まれるものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>8の7－4 規則第8条の7第4項に規定する一定の期間とは、例えば、1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超をいう。</u></p>
8の8 規則第8条の8第1項第2号ロに掲げる貸借対照表日における時価の記載に当たっては、8の6の2－1－2の3の取扱いを行うデリバティブ取引についての時価の記載を行わないことができる。	<p><u>8の8－1－1 規則第8条の8第1項第1号に掲げる事項の注記に関しては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 取引の利用目的には、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている場合のヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等についての説明が含まれるものとする。</u></p> <p><u>2 取引に係るリスクの内容とは、取扱取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）及び取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引に係るリスク等をいうものとする。</u></p> <p><u>3 取引に係るリスク管理体制とは、リスク管理方針、リスク管理規程及びリスク管理部署の状況等をいうものとする。</u></p> <p><u>4 次号に定める事項についての補足説明には、デリバティブ取引に係るリスク減殺効果についての説明が含まれることに留意する。なお、当該補足説明は、同項第2号の記載事項に併せて記載することができるものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>8の8－1－2 規則第8条の8第1項第2号の注記に関しては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 取引の対象物の種類には、それぞれインデックスが含まれるものとする。</u></p> <p><u>2 「外貨建取引等会計処理基準」により、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、注記の対象から除くものとする。</u></p> <p><u>3 デリバティブ取引の時価は、「金融商品に関する会計基準」に従って算定するものとする。</u></p> <p><u>4 デリバティブ取引の時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</u></p>
8の9－1 規則第8条の9第1号の記載には、共同支配企業に持分法に準じた処理方法を適用した場合が含まれることに留意する。	<p><u>8の9 規則第8条の9の記載には、共同支配企業に持分法に準じた処理方法を適用した場合が含まれることに留意する。</u></p>

8の9－2 規則第8条の9第2号に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 開示対象特別目的会社の概要には、開示対象特別目的会社の数、主な法形態及び会社との関係（開示対象特別目的会社の議決権に対する会社の所有割合、会社の役員の開示対象特別目的会社の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職への就任状況等）についての記載が含まれるものとする。
- 2 開示対象特別目的会社との取引の概要には、取引の状況（主な対象資産等の種類、主な取引形態、開示対象特別目的会社への継続的な関与がある場合にはその概要、将来における損失負担の可能性等）及び取引の目的についての記載が含まれるものとする。
- 3 取引金額その他の重要な事項には、当事業年度における会社と開示対象特別目的会社との間の主な取引（開示対象特別目的会社相互間の取引を含む。）の金額又は当事業年度末残高、当事業年度における主な損益計上額及び開示対象特別目的会社の直近の決算日における財政状態（主な資産及び負債の金額並びに資産総額及び負債総額をいう。）並びにこれらについての補足説明が含まれるものとする。  
また、これらの事項については、類似の取引又は対象資産その他の区分ごとに概括的に記載するものとする。なお、当該区分ごとに、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができるものとする。
- 4 開示対象特別目的会社の直近の決算日における財政状態については、単純合算して記載することができるものとする。

(新設)

8の28 規則第8条の28に規定する資産除去債務に関する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の28第1号イに規定する資産除去債務の概要には、資産除去債務の発生原因となっている法的規制又は契約等の概要（法令等の条項及び契約条件等）を簡潔に記載するものとする。この場合において、多数の有形固定資産について資産除去債務が生じているときには、有形固定資産の種類及び場所等に基づいて、同条各号に規定する事項をまとめて記載することができる。また、当該概要には、特別の法令等に基づく資産除去債務に対応する除去費用を適切に計上する方法を用いている場合には、当該方法についての記載が含まれることに留意する。
- 2 規則第8条の28第1号ロに規定する資産除去債務の金額の算定方法には、支出発生までの見込期間及び適用した割引率その他の前提条件を記載するものとする。
- 3 規則第8条の28第2号ロに規定する資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由の記載に当たっては、当該資産除去債務の金額を合理的に見積ることができない理由を含めて記載するものとする。

(新設)

17－1－7 規則第17条第1項第7号から第9号までに規定する項目の区分については、次の点に留意する。

- 1 規則第17条第1項第7号に規定する商品及び製品には、副産物、作業くず

(新設)

及び自製部分品を含むものとする。ただし、自製部分品を商品及び製品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、当該資産を同項第9号に規定する原材料及び貯蔵品の項目に含めて区分することができる。

2 規則第17条第1項第8号に規定する仕掛品には、半成工事を含むものとする。

3 規則第17条第1項第9号に規定する原材料及び貯蔵品には、購入部分品及び補助材料を含むものとする。ただし、購入部分品を原材料及び貯蔵品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、当該資産を同項第7号に規定する商品及び製品の項目に含めて区分することができる。

54の4 規則第54条の4及び第76条の2に掲げる工事損失引当金は、「工事契約に関する会計基準」に規定する工事損失引当金をいうものとする。

98 規則第98条の規定は、工事損失引当金について規則第76条の2の記載をする場合及び販売費及び一般管理費について規則第85条第1項ただし書の記載をする場合には、適用がないことに留意する。

## 第五章 キャッシュ・フロー計算書

119-1-3 規則第119条第1項第3号に規定する重要な非資金取引の内容には、当事業年度において重要な資産除去債務を計上した場合における当該重要な資産除去債務が含まれることに留意する。

### (別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～⑤ (略)

⑥ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

⑦ (略)

(2)・(3) (略)

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)、長期信用銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第13号)及び信託業法施行規則(平成16年内閣府令第107号)の定めによらず、規則に定

(新設)

98 規則第98条の規定は、販売費及び一般管理費について規則第85条第1項ただし書の記載をする場合には、適用がないことに留意する。

(新設)

(新設)

### (別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～⑤ (略)

(新設)

⑥ (略)

(2)・(3) (略)

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)、長期信用銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第13号)及び信託業法施行規則(平成16年内閣府令第107号)の定めによらず、規則に定

める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

- ① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項
- ② 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2)・(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～③ (略)

④ 規則第8条の6の2に規定する金融商品に関する注記

⑤～⑬ (略)

⑭ 規則第8条の28に規定する資産除去債務に関する注記

⑮～⑯ (略)

⑯ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金に関する注記

⑰～⑳ (略)

㉑ 規則第76条の2に規定する工事損失引当金繰入額の注記

㉒～㉓ (略)

4 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）及び規則別記17に掲げる投資運用業（金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業のうち、同法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う場合に限る。）を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～③ (略)

④ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2) (略)

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 貸借対照表の記載事項のうち、

① (略)

② 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

(2)・(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～③ (略)

(新設)

④～⑫ (略)

(新設)

⑬～⑯ (略)

(新設)

⑰～㉑ (略)

(新設)

㉒～㉓ (略)

4 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）及び規則別記17に掲げる投資運用業（金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業のうち、同法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う場合に限る。）を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～③ (略)

(新設)

(2) (略)

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 貸借対照表の記載事項のうち、

① (略)

(新設)

(3) (略)  
(3)・(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑯の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

①～③ (略)

④ 規則第8条の6の2に規定する金融商品に関する注記

⑤～⑬ (略)

⑭ 規則第8条の28に規定する資産除去債務に関する注記

⑮～⑯ (略)

⑯ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金に関する注記

⑰～⑳ (略)

㉑ 規則第76条の2に規定する工事損失引当金繰入額の注記

㉒～㉓ (略)

6 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～④ (略)

⑤ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

⑥ (略)

(2)～(5) (略)

8 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～⑤ (略)

⑥ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

⑦ (略)

(2)～(4) (略)

(2) (略)  
(3)・(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑯の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

①～③ (略)

(新設)

④～⑫ (略)

(新設)

⑬～⑯ (略)

(新設)

⑰～㉑ (略)

(新設)

㉒～㉓ (略)

6 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～④ (略)

(新設)

⑤ (略)

(2)～(5) (略)

8 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～⑤ (略)

(新設)

⑥ (略)

(2)～(4) (略)

9 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

① (略)

② 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

③ (略)

(2)・(3) (略)

10 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①・② (略)

③ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

④ (略)

(2)・(3) (略)

11 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①・② (略)

③ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

④ (略)

(2)・(3) (略)

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和11年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信

9 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

① (略)

(新設)

② (略)

(2)・(3) (略)

10 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①・② (略)

(新設)

③ (略)

(2)・(3) (略)

11 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①・② (略)

(新設)

③ (略)

(2)・(3) (略)

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和11年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信

用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）又は労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

- ① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項
- ② 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2) (略)

(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～③ (略)

④ 規則第8条の6の2に規定する金融商品に関する注記

⑤～⑫ (略)

⑬ 規則第8条の28に規定する資産除去債務に関する注記

⑭～⑯ (略)

⑯ 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金に関する注記

⑯～⑰ (略)

⑰ 規則第76条の2に規定する工事損失引当金繰入額の注記

⑰～⑳ (略)

用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）又は労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

(2) (略)

(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～③ (略)

(新設)

④～⑪ (略)

(新設)

⑫～⑮ (略)

(新設)

⑯～⑰ (略)

(新設)

⑱～㉓ (略)

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	(新設)
<p><u>13－2－4 財務諸表等規則ガイドライン8の9－2の取扱いは、規則第13条第2項第4号に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9－2の3中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と読み替えるものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>13－5 財務諸表等規則ガイドライン8の2－1から8の2－10までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。</u></p>	<p>13－5 財務諸表等規則ガイドライン8の2－1から8の2－6まで、8の2－8及び8の2－10の取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。</p>
<p><u>15の5の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1から8の6の2－6までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>15の6 財務諸表等規則ガイドライン8の7の取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。</u></p>	<p>15の6 財務諸表等規則ガイドライン8の7－1から8の7－4までの取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。</p>
<p><u>15の7 財務諸表等規則ガイドライン8の8の取扱いは、規則第15条の7に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。</u></p>	<p>15の7 財務諸表等規則ガイドライン8の8－1－1及び8の8－1－2の取扱いは、規則第15条の7に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。</p>
<p><u>15の23 財務諸表等規則ガイドライン8の28の取扱いは、規則第15条の23に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>23－1－5 財務諸表等規則ガイドライン17－1－7の取扱いは、規則第23条第1項第5号から第7号までに規定する項目の区分について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>52の2 財務諸表等規則ガイドライン54の4の取扱いは、規則第52条の2に規定する工事損失引当金繰入額の注記について準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>第五章 連結キャッシュ・フロー計算書</u></p>	(新設)
<p><u>90－1－5 財務諸表等規則ガイドライン119－1－3の取扱いは、規則第90条第</u></p>	(新設)

1項第5号に規定する連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記について準用する。

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	(新設)
<p>4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の2－1から8の2－10までの取扱いは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「規則」という。）第4条に規定する事項について準用する。</p> <p><u>5の3の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－2の取扱いは、規則第5条の3の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</u></p> <p>5の4 財務諸表等規則ガイドライン8の7の取扱いは、規則第5条の4に規定する有価証券に関する注記について準用する。</p> <p>5の5 財務諸表等規則ガイドライン<u>8の8</u>の取扱いは、規則第5条の5に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。</p> <p>5の7 財務諸表等規則ガイドライン<u>8の9－1及び8の9－2</u>の取扱いは、規則第5条の7に規定する持分法損益等の注記について準用する。<u>この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9－2の3中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5の19 財務諸表等規則ガイドライン8の28の取扱いは、規則第5条の19に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。</u></p> <p>44 規則第44条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用は、会社の販売及び一般管理業務に関する費用で、中間会計期間の費用とされるものをいう。 なお、通常の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（当該会社の営業の必要に基づいて経常的に発生する得意先又は仕入先に対する貸付金、立替金等の債権に対するものを含む。）は、異常なものを除き、販売費及び一般管理費に属するものとする。また、通常の取引以外の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の金額が僅少な場合には、販売費及び一般管理費として記載することができるものとする。</p>	<p>4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の2－1から8の2－6まで、8の2－8及び8の2－10の取扱いは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「規則」という。）第4条に規定する事項について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>5の4 財務諸表等規則ガイドライン<u>8の7－1及び8の7－2</u>の取扱いは、規則第5条の4に規定する有価証券に関する注記について準用する。</p> <p>5の5 財務諸表等規則ガイドライン<u>8の8－1－2</u>の取扱いは、規則第5条の5に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。</p> <p>5の7 財務諸表等規則ガイドライン<u>8の9</u>の取扱いは、規則第5条の7に規定する持分法損益等の注記について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>44 規則第44条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用は、会社の販売及び一般管理業務に関する費用で、中間会計期間の費用とされるものをいう。<u>ただし、長期請負工事等の半成工事原価又は売上品原価に賦課又は配賦されるものは除く。</u> なお、通常の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（当該会社の営業の必要に基づいて経常的に発生する得意先又は仕入先に対する貸付金、立替金等の債権に対するものを含む。）は、異常なものを除き、販売費及び一般管理費に属するものとする。また、通常の取引以外の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の金額が僅少な場合</p>

合には、販売費及び一般管理費として記載することができるものとする。

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	(新設)
<p>10-2-4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の9-2の取扱いは、規則第10条第2項第4号に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>12 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第12条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。</p>	12 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の4の取扱いは、規則第12条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。
<p>15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</p>	(新設)
<p>16 財務諸表等規則ガイドライン8の7の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。</p>	16 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1及び8の7-2の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。
<p>17 財務諸表等規則ガイドライン8の8の取扱いは、規則第17条に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。</p>	17 財務諸表等規則ガイドライン8の8-1-2の取扱いは、規則第17条に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。
<p>17の15 財務諸表等規則ガイドライン8の28の取扱いは、規則第17条の15に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。</p>	(新設)

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	(新設)
<p>6 規則第6条に規定する簡便な会計処理とは、例えば、次に掲げる方法による会計処理をいう。      1～7 (略)  <u>8 工事原価総額の見積方法</u>  <u>工事原価総額の見積りに当たって、当四半期会計期間末における工事原価総額が、前事業年度末又は直前の四半期会計期間末に見積った工事原価総額から著しく変動しているものと認められる工事契約を除き、前事業年度末又は直前の四半期会計期間末に見積った工事原価総額を、当四半期会計期間末における工事原価総額の見積額とする方法等</u>  <u>8の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の取扱いは、規則第8条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</u>  <u>12 財務諸表等規則ガイドライン8の9-1及び8の9-2の取扱いは、規則第12条に規定する持分法損益等の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」とあるのは「当四半期累計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当四半期会計期間末」と読み替えるものとする。</u>  <u>22の2 規則第22条の2に規定する資産除去債務に関する注記に関しては、次の点に留意する。</u>  <u>1 規則第22条の2第1項第1号に規定する変動の内容には、資産除去債務の著しい変動の説明を簡潔に記載する。</u>  <u>2 規則第22条の2第2項に規定する資産除去債務の金額を四半期貸借対照表に計上していない理由の記載に当たっては、当該資産除去債務の金額を合理的に見積ることができない理由を含めて記載するものとする。</u>  <u>30-1-4 財務諸表等規則ガイドライン17-1-7の取扱いは、規則第30条第1項第4号から第6号までに規定する項目の区分について準用する。</u></p>	<p>6 規則第6条に規定する簡便な会計処理とは、例えば、次に掲げる方法による会計処理をいう。      1～7 (略)  (u&gt;新設)  <u>8の2 財務諸表等規則ガイドライン8の9-1の取扱いは、規則第12条に規定する持分法損益等の注記について準用する。</u>  (u&gt;新設)  <u>22の2 規則第22条の2に規定する資産除去債務に関する注記に関しては、次の点に留意する。</u>  <u>1 規則第22条の2第1項第1号に規定する変動の内容には、資産除去債務の著しい変動の説明を簡潔に記載する。</u>  <u>2 規則第22条の2第2項に規定する資産除去債務の金額を四半期貸借対照表に計上していない理由の記載に当たっては、当該資産除去債務の金額を合理的に見積ることができない理由を含めて記載するものとする。</u>  (u&gt;新設)  <u>30-1-4 財務諸表等規則ガイドライン17-1-7の取扱いは、規則第30条第1項第4号から第6号までに規定する項目の区分について準用する。</u></p>

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	(新設)
<p>10 規則第10条の規定による記載については、次の点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合（会計基準等の改正に伴い、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合を含む。）において、四半期連結財務諸表に与えている影響が軽微なものについては、次の場合を除き、規則第10条第1項第2号、3号及び第5号の規定による記載を行わないことができる。なお、次の(1)に該当する変更について記載を行う場合には、四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。また、次の(3)に該当する変更について記載を行う場合には、当該変更が四半期連結財務諸表に与えている影響の内容を記載しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>10 規則第10条の規定による記載については、次の点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合（会計基準等の改正に伴い、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合を含む。）において、四半期連結財務諸表に与えている影響が軽微なものについては、次の場合を除き、規則第10条第1項第2号及び第4号の規定による記載を行わないことができる。なお、次の(1)に該当する変更について記載を行う場合には、四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。また、次の(3)に該当する変更について記載を行う場合には、当該変更が四半期連結財務諸表に与えている影響の内容を記載しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>10-1-2 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の9-2の取扱いは、規則第10条第1項第2号に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」とあるのは「当四半期連結累計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当四半期連結会計期間末」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>10-1-3 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。）5-1-1の取扱いは、規則第10条第1項第3号に規定する事項について準用する。</p>	<p>10-1-2 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。）5-1-1の取扱いは、規則第10条第1項第2号に規定する事項について準用する。</p>
<p>10-1-4 四半期財務諸表等規則ガイドライン5-1-2の取扱いは、規則第10条第1項第4号に規定する事項について準用する。</p>	<p>10-1-3 四半期財務諸表等規則ガイドライン5-1-2の取扱いは、規則第10条第1項第3号に規定する事項について準用する。</p>
<p>13 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第13条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。</p>	<p>13 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の4の取扱いは、規則第13条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。</p>

15の2 <u>四半期財務諸表等規則ガイドライン8の2の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</u>	(新設)
27の2 <u>四半期財務諸表等規則ガイドライン22の2の取扱いは、規則第27条の2に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。</u>	(新設)
35-1-4 財務諸表等規則ガイドライン17-1-7の取扱いは、規則第35条第1項第4号から第6号までに規定する項目の区分について準用する。	(新設)